

様式第4号

令和5年5月10日

伊丹市議会議長

議員名 花田 康次郎

令和5年度4月分政務活動費収支報告について

伊丹市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、別紙のとおり令和5年度4月分政務活動費収支報告書を提出します。

(別紙)

2023年度4月分 政務活動費収支報告書

議員名 花田 康次郎

1. 収 入

政務活動費 60,000 円

2. 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
1. 調査研究費	0	
2. 研 修 費	0	
3. 広 報 費	130,949	市政報告紙の印刷、配布
4. 広 聴 費	0	
5. 要請・陳情活動費	0	
6. 会 議 費	0	
7. 資料作成費	0	
8. 資料購入費	0	
9. 人 件 費	0	
10. 事 務 所 費	80,000	事務所賃料
合 計	210,949	

3. 残 額 -150,949 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

参考書類 1

政務活動費における活動報告書

事業・活動の成果

市政報告紙の配布によって、定例会の内容や令和5年度予算について市民に周知した。
事務所を設けることで容易に市政相談が行える体制を整備でき、市民の意見の聴取など
政務活動に大きく資するものであった。

領収書
番号

2. 3. 4. 5

【領収書添付枠】(スペースが不足する場合は裏面を使用)

※重ならないように貼付すること。

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。

支出内容

印刷代

総経費

130,949円

政務活動費として
計上する額

130,949円

別紙参照

参考書類 2-1

〔調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費〕 ※該当項目を○で囲む

報 告 書

領収書
番号

2.3.4.5

日時	令和5年4月10日	
場所 (視察地)	京都府向日市森本町野田3-1	
参加者 出席者 相手方	株式会社プリントバック	
目的 内容 結果(成果) 等	市政報告について市民に周知した。	
上記活動に 要した経費	経費の内容・積算基礎等	金額(円)
	印刷代	¥17,479
	印刷代	¥36,890
	印刷代	¥38,290
	印刷代	¥38,290
	合 計	¥130,949

領収書

2023年02月24日

花田康次郎 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890

お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 17,479円 (税込)

納品期日 2営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC33085734	品名：駅頭配布用 A4 / 両面4色 / コート90 / 6,000部×1種類 / 加工1：巻三つ折り 加工2：	1	17,479	17,479
合 計				17,479

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

ご利用ポイント：771pt

領収書

2023年02月20日

花田康次郎 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック
〒617-0003
京都府向日市森本町野田3-3
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890

お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 36,890円 (税込)

納品期日 7営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC33025734	品名：ポスティング用 A4 / 両面4色 / コート90 / 24,000部×1種類 / 加工1：トンボ仕上がり断裁（ご注文サイズでお納め） 加工2：	1	36,890	36,890
合 計				36,890

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

領収書

2023年02月20日

花田康次郎 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック
〒617-0003
京都府向日市森本町野田3-1
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890



お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 38,290円 (税込)

納品期日 7営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC33025735	品名：ポスティング用2 A4 / 両面4色 / コート90 / 25,000部×1種類 / 加工1：トンボ仕上がり断裁（ご注文サイズでお納め） 加工2：	1	38,290	38,290
合 計				38,290

特記事項

- ※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
- ※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

領収書

2023年02月20日

花田康次郎 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890



お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 38,290円 (税込)

納品期日 7営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC33025736	品名：ポスティング3 A4 / 両面4色 / コート90 / 25,000部×1種類 / 加工1：トンボ仕上がり断裁（ご注文サイズでお納め） 加工2：	1	38,290	38,290
合 計				38,290

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっても、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

カードご利用代金明細書

2023年 5月 9日 現在 1/3

花田 康次郎 様

株式会社 銀行

〒064-0808 札幌市中央区南8条西8丁目523番地

カード名称	clover JCBビジネスカード
発行機関名	銀行
支店名	支店
科目・口座番号	
口座名称	ハタ コクノ
今回のお支払日	2023年4月10日(月)
今回のお支払金額	円

ご利用日	ご利用内容	ご利用詳細		今回のお支払明細	
		利用金額 (円)	支払 回数	お支払金額 (円)	備考
****-****-****	clover JCBビジネスカード	花田 康次郎	様		
2023/02/20	印刷通販プリントパック	38,290	1回	38,290	
2023/02/20	印刷通販プリントパック	38,290	1回	38,290	
2023/02/20	印刷通販プリントパック	36,890	1回	36,890	
2023/02/24	印刷通販プリントパック	17,479	1回	17,479	

●事務の都合上、ご利用分の請求月が遅れる場合があります●ご利用日:加盟店利用日ではなくJCB代理店での伝票取扱日等を表示する場合があります●金額欄の“-”は減額分●備考:ポイント対象の利用に*印●QUICPayIDの上4桁「0100」は非表示●法人カードの下4桁は「1***」と表示され、実際のカード番号とは異なります●支払区分:1回=ショッピング1回払い、2回=ショッピング2回払い、0=1回=1回払い、0=3回=3回払い、3~24=ショッピング分割払いの回数、S1=ショッピングステップ払い、C1=キャッシング1回払い、海C=海外キャッシング1回払い●今回回数:何回目のお支払いかを表示

第9号

令和5年
3月発行

伊丹市議会議員 花田こうじろう 市政報告



今、伊丹に新しい風！

子ども医療費の所得制限撤廃が実現します

これまで、伊丹市の医療費助成は0歳児のみ所得制限なく無償化、1歳から15歳は所得制限を設けて無償化していました。日本人の子どもたちはわが国の未来を担う宝であり、それは国のみならず、本市にとっても同様です。子ども医療費は子どもたちの命に係わる問題、すなわち伊丹市の未来、日本の未来に係わる問題です。そもそも、子ども医療費助成は貧困対策ではなく子育て支援の一環であることから、所得制限はなじみません。これまで再三にわたって、子どもたちの命を守るために、市長との政策懇談会や本会議、委員会で子ども医療費助成の所得制限を撤廃するよう市に求めてきました。ようやく要望し続けてきたことが令和5年度当初予算案に反映され、令和5年7月より、子ども医療費の所得制限撤廃が実現する予定となりました。

年齢	自己負担			
	通院		入院	
	所得制限内	所得制限外	所得制限内	所得制限外
0歳	無償			
1歳～中3	無償	助成制度なし ↓ R5.7月～無償	無償	助成制度なし ↓ R5.7月～無償
高校生世代	助成制度なし		助成制度なし ↓ R5.7月～無償	

連絡先：花田こうじろう事務所
(伊丹市千僧6丁目218番地)

TEL 072-200-2809
MAIL hanada-kojiro@docomo.ne.jp
URL https://twitter.com/itami_hanada

第2子の保育料無償化について

1人より2人、2人より3人とたくさんの子どもを産んでもらえる、産み育てやすい環境をつくることは、少子高齢化が進む日本社会、そして伊丹市にとって重要な課題です。そのためにも、子ども2人以上を同時に就学前施設に預ける保護者の経済的負担を軽減するため、令和5年9月から所得に関わらず第2子の保育料の無償化が実現する予定です。保育料における今後の課題としては、年齢差のある兄弟の場合、保育料が全額負担となるケースがあげられます。産もうと思ったタイミングで必ず産めるわけではないのが妊娠、出産です。これから出産しても対象外となってしまう世帯では、「今から産んでも対象外で生活が苦しくなるからやめておこう」と考え、妊娠を控えてしまう可能性が容易に想像できます。現在の伊丹市では無償化対象外となる子どもは約180人、無償化に必要な費用は年間で約1.1億円です。これは、無駄な事業や非効率な事業を整理、削減すれば、捻出できる金額です。1人でも多くの子どもを産み育てていただき、次の世代に繋げていくためにも、助成対象の拡大に向けて尽力してまいります。

所得基準（目安）	第1子が就学前	第1子が小学生以上
年収360万円未満	第2子 半額→無償化	第2子 半額→無償化
年収360万円以上	第2子 半額→無償化	第2子 全額

子育て支援の更なる拡充をめざして

最優先課題としていた子ども医療費の所得制限撤廃、完全無償化が実現する予定となりました。今後も更なる子育て支援制度の拡充をめざし、学校給食の無償化や各種子育て支援における所得制限の撤廃を目指し、特定地域、特定組織のための政治ではなく、伊丹市全体、伊丹市民全体の最善を追求してまいります。



花田こうじろう profile

平成2年4月14日生まれ(32歳)
伊丹市千僧在住 趣味：囲碁、温泉、旅行、スキー

平成21年 大阪府立高津高等学校卒業
平成25年 防衛大学校理工学部卒業
平成25年 陸上自衛隊幹部候補生学校入校
平成26年 北海道庁入庁
令和元年～ 伊丹市議会議員(1期目)

ツイッターで意見を発信しています



《領収書添付台紙》

領収書 番号	6
-----------	---

【領収書添付枠】（スペースが不足する場合は裏面を使用）

※重ならないように貼付すること。

※按分の場合は、按分の内容と政務活動費として計上する金額を記載すること。


支出内容	事務所費		
総経費	80,000円	政務活動費として 計上する額	80,000円

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
05-04-25	██████	カード送金
記号	番号	
****	****	
取扱番号	お取引金額	
██████	*80,000	
	残高	
██████	██████	
銀行		
支店		
██████		
送金料金 *440円		
振込予定日 05-04-25		
ハナタ コウジロウ		

ご利用いただきましてありがとうございました。
 ████████ 銀行

参考書類 5
事務所台帳〔事務所費〕

事務所所在地	兵庫県伊丹市千僧6丁目218番地	
延べ床面積 (㎡)	39,67㎡	
賃貸料 (月額) ① ※消費税含	¥80,000-	
契約期間	平成 4年10月1日~ 平成 6年9月30日	
事務所貸主		
事務所借主	花田 康次郎	
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 賃借契約書の写し <input type="checkbox"/> その他参考書類 ()	

事務所を政務活動目的以外にも使用しますので、賃借料を下記のとおり按分します。

事務所の使用目的 (按分率)	政務活動の割合② (100) % 政務活動以外の割合 (0) %
按分率の根拠	
政務活動費で支出 する事務所費	$\text{賃借料①} \times \text{期間} \times \text{按分率②}$ $¥80,000\text{円} \times 1\text{ヶ月} \times 100\%$
	¥80,000円

特約条項

1. 今般、前貸主の [] 氏が死去し、親族である [] が相続人となる為、名義変更に伴い賃貸借契約を更新する為に締結するものとします。
1. 本物件は現状優先にて賃貸することを借主は承諾する。
1. 本物件は中古物件につき借主は十分理解し使用すること。
1. 本物件は現状有姿にて賃貸するが、借主自費での内装工事は認めるとする。但し、借主が造作した内装、及び什器備品等は全て撤去し明け渡すことを借主は約束する。
- 尚、内装等については解約時、管理会社立ち合いの上、相談し明け渡すものとする。
1. 本物件を事務所として使用するための関連法規等に基づく所轄関係官公署等への確認・届け出・許可等が必要な場合は、借主の負担と責任にて行うものとする。
1. 上記、営業に関する届け出、許可等が無く無断で営業した場合、貸主は即時本契約を解除できるものとする。
1. 本物件の駐車場料金 1 台分は賃料に含まれるものとし借主が駐車場を使用しなくなった場合でも賃料の値下げはしないことを借主は承諾する。尚、駐車場内でのトラブル等は借主負担にて解決するものとする。
1. 本物件入居中に於ける排水設備の詰り及び損傷や小修繕等の修理費等は借主負担とする。
1. 本物件の権利を第三者に譲渡することはできない。
1. 本物件契約期間内は貸主指定の賃貸保証会社に参加することを義務付ける。
1. 本物件契約期間中借主は借家人賠償付き火災（家財）保険に参加することを義務付ける。
1. 本物件の解約予告は 1 ヶ月以上前に書面にて通知すること。以下余白

乙の債務の担保

担保の方法(本契約で採用するもの)	* 連帯保証人	氏 名	[] []
		住 所	
		極 度 額	賃料の 2 年間分
	* 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者	株式会社 近畿保証サービス
		主たる事務所の所在地	神戸市中央区北長狭通 4 丁目 4 番 1 8 - 3 F
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通省 (1) 3 号

賃貸人は [] [] [] (以下「貸主」という) と、花田 康次郎 (以下「借主」という) と、連帯保証人 [] [] (以下「保証人」という) との間に、表記賃貸借物件 (以下「本物件」という) について、本契約書のとおり、賃貸借契約を締結し、この契約を証するため本契約書 2 通を作成して貸主・借主が署 (記) 名押印のうえ各 1 通を保有する。

－ 契 約 条 項 －

賃貸借の目的及び条件

- 第1条 貸主は、借主に本物件を現状有姿のまま表記使用目的および条件で賃貸し、借主はこれを賃借した。
2. 本物件の使用・営業時間および看板等の設置については、貸主・借主協議のうえ別途定めるものとする。

保証金（敷金）

- 第2条 借主は、本契約締結と同時に、表記保証金（敷金）を支払うものとする。ただし、この金員には利息をつけないものとする。

賃料及び共益費等

- 第3条 借主は、表記賃料および共益費・管理費等を毎月末日までに翌月分を表記の方法で貸主に支払うものとする。なお、支払いに必要な費用は借主の負担とする。
2. 借主が、本物件内で使用する電気、ガス、水道、電話等料金、および自治会費・清掃費等本物件の使用によって生ずる諸経費はすべて借主の負担とする。
3. 契約および解約時の賃料等の計算は次のとおりとする。
- （1）契約時の1ヶ月未満の賃料および共益費等は、引渡し日をもって日割り計算とする。
- （2）解約時の1ヶ月未満の賃料および共益費等は、日割り差し戻しはしないものとする。

賃料の改定

- 第4条 貸主は、契約期間中であっても公租公課の増減・経済事情の変動・近隣の賃料との比較等により不相当となったときは双方協議の上、賃料を改定することができる。

契約期間等

- 第5条 本物件の賃貸借の契約期間は表記のとおりとする。但し、契約期間満了の3ヶ月前までに貸主又は借主から何ら申し出の意思表示がない場合、本契約は更に2年間延長されるものとし、その後の期間満了についても同様とする。ただし、期限付賃貸借の特約があるときは、その定めに従う。
2. 契約期間中に借主が契約を解除し明渡すときは、借主は明渡し期日をその1ヶ月前に書面により、貸主に通知しなければならない。ただし、翌月から1ヶ月分の賃料および共益費・管理費等を前納し、即時解約することができる。
3. 契約期間中に貸主に正当な事由が生じて契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前に書面により、借主に通知しなければならない。この場合、借主は貸主へ立退料及び代替え物件等の請求はできないものとする。

物件の管理および物件内への立入

- 第6条 借主は、善良なる管理者の注意義務をもって本物件を管理しなければならない。
2. 借主は、別に定める「管理規約・使用細則」を遵守し、通常の用法に従い、本物件を使用しなければならない。
3. 貸主またはその使用人もしくは管理者は、建物の保全・防犯・防火・救護その他建物の管理上緊急の必要あるときは、借主の承諾なしに本物件内に立ち入ることができる。

危険負担および免責事項

- 第7条 天災地変・風水害・火災・盗難等ならびに諸設備の故障により借主が蒙った損害およびその他貸主の責に帰すべきことができない事由あるものについては、貸主は

その責を負わないものとする。

2. 借主の故意または過失による火災・焼失等については、借主が損害賠償の責を負うものとする。
3. 借主が、他の賃借人の行為によって蒙った損害に対しては、事態の如何に関わらず、貸主はその責めを負わないものとする。
4. 借主は、契約締結と同時に内装工事に係る設備、備品等ならびに自己所有の動産・商品等および入居中に起こりうる事故に対応する火災保険（借家人賠償責任担保特約付等）に加入するものとする。
5. 本契約は次の場合には、催告その他の手続きを要しないで、当然に終了するものであり、無条件解約となる。
 - (1) 本物件が、天災地変・風水害・火災等によって破損・滅失し使用が不可能になったとき。
 - (2) 本物件の全部または一部が公共事業のため、買い上げ・収用または使用され、契約を存続することができないとき。
 - (3) 本物件の大規模リフォーム、建替え、または取潰し等で使用が不可能になったとき。

事前承諾事項

- 第8条 借主が内装工事をする場合は、内装工事計画図および工事業者等、内装工事全般について、貸主の書面による承諾を得たうえで工事するものとする。
2. 借主はあらかじめ書面により貸主に申し出て、書面による貸主の承諾を得たときに限り、貸主の承諾する方法で下記の行為をすることができる。
 - (1) 模様替え・諸造作および諸設備を新設・移設・増設・除去または変更。
 - (2) 電気容量に変更をおよぼす機器を新設・移設・増設・除去または変更。
 - (3) 給配水管・電気配線配管・看板等を新設・移設・増設・除去または変更。
 3. 本条第1項および本条第2項の工事は、借主の責任と費用負担により施工するものとする。なお、工事により借主が貸主または第三者に損害を与えたときは、借主は、損害賠償の義務等すべての責を負うものとする。

禁止事項

- 第9条 借主は、この契約上の賃借権の譲渡、権利の売買または賃借物件の転貸をしないことは勿論、名義の如何を問わず賃借物件の一部または全部を他人に使用させ、もしくはこれを担保に供してはならない。
2. 借主は、契約上の保証金（敷金）返還請求権を第三者に譲渡またはこれを担保に供してはならない。

契約の解除

- 第10条 借主が下記の条項の一つに該当したときは、貸主は催告その他なんら手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 賃料および共益費・管理費その他この契約にもとづき発生した諸債務の支払いを2ヶ月滞納したとき。なお、保証金（敷金）をもって賃料等に充当することはできない。
 - (2) 借主が、貸主に通告なく物件を引き払い、退去したとき。または、正当な事由なく引き続き2ヶ月以上使用せず賃貸借の継続をする意思がないと認められたとき。
 - (3) 他の賃借人、近隣住民に対し迷惑となる行為をしたとき。
 - (4) 賃貸物件およびそれに付随する施設等に損害をおよぼしたとき。
 - (5) 借主の資産・信用または事業に重大な変更を生じ、契約を継続しがたい事態であると貸主が認めたとき。

- (6) 借主またはその従業員が、暴力団と目される組織に属し、もしくはこれに類するもの、あるいは関係したものであることが判明したとき。
- (7) 暴力団事務所またはこれに類する場所として使用し、もしくは使用することが明らかになったとき。
- (8) その他公序良俗に反する行為および本契約の各条項ならびに「管理規約・使用細則」に違反したとき。
- (9) 賃貸借部分を第1条に定める目的以外に使用したとき。

修繕費等の負担

- 第11条 本物件のシャッター、扉類、照明器具、トイレ、上下水道配管、クーラー、換気扇、給湯器、グリストラップ、洗面台、ガラス、スイッチ、コンセント等、およびそれらの付属品、その他建物躯体以外の一切の設備の修繕については、その損耗の原因の如何にかかわらず借主の負担とする。
2. 本物件の壁・間仕切り・天井・床など内装に関する修繕（塗替えおよび張替え等を含む）は借主の費用負担とする。
 3. 本条第1項および本条第2項の借主負担の修繕であっても、借主は、あらかじめ書面にて貸主に申し出て、書面による貸主の承諾を得たうえで修繕するものとする。
 4. 貸室ドアキー、シャッターキーを紛失もしくは追加発行のときは一切借主の負担金にて解決するものとする。

原状回復・損害賠償義務

- 第12条 借主は、本物件を明渡すときは、借主の所有物の収去ならびに本物件内に設置した造作・間仕切りその他の設備の撤去をし、原状に回復し、貸主に明渡さなければならぬ。
2. 借主が、明渡し日までに原状回復工事をしないときは、貸主は借主に代わって原状回復し、その費用を借主に請求するものとする。
 3. 借主の残置した物品・ゴミ等については、その価値の如何を問わず、所有権を放棄したものとみなし、貸主はこれ等を任意に処分するものとする。これ等の撤去ならびに処分に要する費用は借主の負担とする。
 4. 借主が、本契約の各条項に違反し貸主に損害を与えたとき、または借主の故意過失により、本物件に汚損・破損もしくは滅失等の損害を与えたときは、借主は損害を賠償しなければならない。

保証金（敷金）の返還等

- 第13条 本契約が終了したときは、借主は貸主に対する一切の債務を弁済し、電気・ガス・水道料金等の精算をしたうえで、明渡さなければならない。
2. 貸主は、前項の債務弁済および清算の確認をし、明渡しを受けたときは、表記返還時期以内に表記敷引を控除した残額を借主に返還するものとする。ただし、借主はその返還請求権を第三者に譲渡することはできない。
 3. 前項において、貸主は借主に延滞賃料・諸未払金等または損害賠償金があるときは、これらを差し引いて、その残額を返還するものとする。
 4. 借主は、物件の明渡しに際し、本条第2項および本条第3項の返還金の他、名目にかかわらず、貸主に対して一切の金員等の請求はできない。

変更の届出

- 第14条 借主は住所・電話番号・商号・名称・代表者または管理責任者等に変更があったときは、直ちにその旨を書面により貸主に届出なければならない。

連帯保証

第15条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約にもとづく貸主に対する借主の一切の債務について保証し、借主と連帯して履行の責を負うものとする。なお、契約更新後においても同様とする。

2. 借主は、連帯保証人が、無資力・死亡等要件に欠くに至ったときは、直ちに貸主の認める他の連帯保証人を付するものとする。

遅延損害金

第16条 借主の本契約により生じる金銭債務の履行が遅延した場合、遅延期間に応じて年利14.6%の割合による遅延損害金を貸主に支払うものとする。

造作買取請求権等

第17条 借主は、賃貸借部分内の諸造作・設備等について支出した必要費、有益費の償還請求権を放棄する。

2. 本契約終了に際し、借主は賃貸借部分内に存する造作・設備等の買取を貸主に請求することはできない。

反社会的勢力の排除

第18条 貸主（甲）及び借主（乙）は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

2. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

3. 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者という）が反社会的勢力ではないこと。

4. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

5. 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

(1) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

(2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

消費税等

第19条 借主は、賃料、管理費等の消費税法および関連法令等に定める課税対象項目に対して別途消費税等を負担する。

2. 消費税率変更の場合、借主はすみやかに之に従うものとする。

合意管轄

第20条 この契約に関する紛争については、貸主の居住地を管轄する裁判所を各当事者合意の裁判所とする。

協議事項

第21条 本契約に定めのない事項については関係法規に従い、誠意をもって協議するものとする。

以上、以下余白

鍵 受 領 書

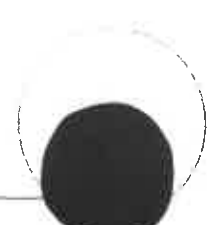
令和 年 月 日

鍵NO. _____ 本

鍵NO. _____ 本

(元鍵・コピー鍵は解約時全て返却下さい)

氏名 花田 康次郎



令和 年 月 日

(貸主)
 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted]

(借主)
 住所 [Redacted]
 氏名 花田 康次郎
 TEL [Redacted]

(連帯保証人)
 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted]
 TEL [Redacted]

保証人様、ご記入・
 ご捺印(実印)をお願いします。

(媒介業者)
 免許番号 [兵庫県知事] (8) 第 202223 号
 事務所所在地 伊丹市中央1丁目5番19号
 商号(名称) 株式会社 クローバーホーム
 代表者氏名 代表取締役 佐伯 淳
 取引士登録番号(兵庫県知事) 第 061297 号
 氏名 西 洋美

(媒介業者)